

---

---

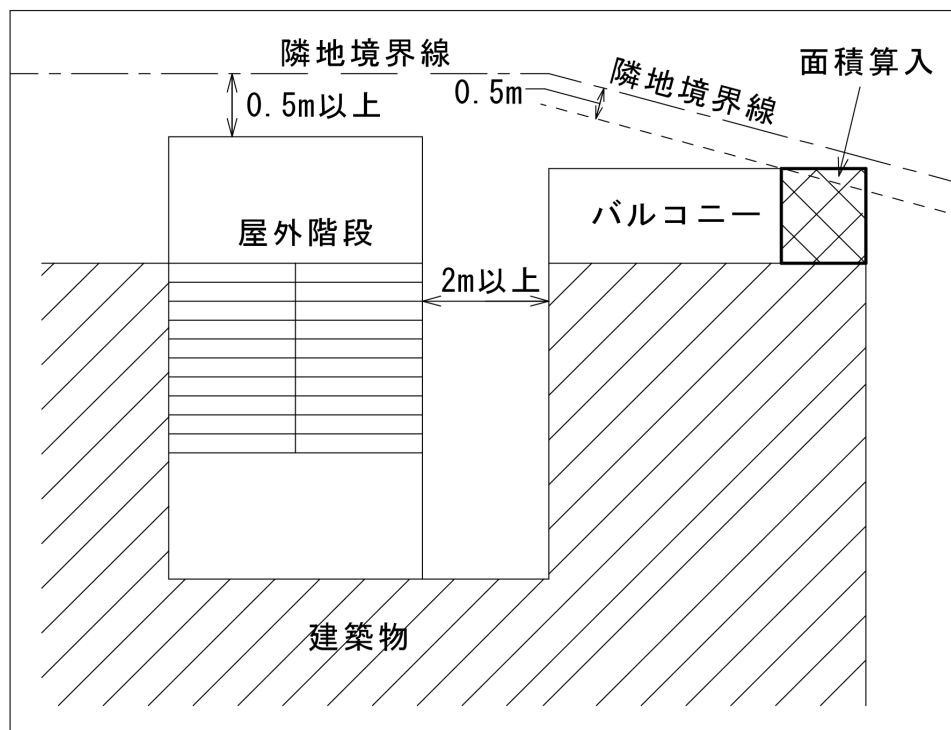
## 外気に有効に開放されている部分の取扱い

---

---

床面積の算定において、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ、屋外階段等の「外気に有効に開放されている部分」の取扱いについて、次の要件を満たす場合は、外気に有効に開放されているものとする。

- ・隣地境界線からの距離が、50cm以上であること。
- ・当該部分が面する同一の敷地内の他の建築物または当該建築物の部分からの距離が2m以上であること。



---

---

### 法令、関連資料

法令 令第2条第1項第三号

建設省通達 昭和61年4月30日 建設省住指発第115号

埼玉県通知 昭和61年9月25日 建指1153号